

## 「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「グッドデザインしずおか」選定事業の普及を目的に制定した「グッドデザインしずおか」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマークとは、「グッドデザインしずおか」ロゴマークデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」）に定めるものをいう。

(ロゴマークに係る権利)

第3条 ロゴマークの意匠に係る全ての権利については、静岡県が所有する。

(ロゴマークの使用者)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、静岡県のほか次に掲げる者とする。

(1) 「グッドデザインしずおか」選定証の交付を受けた選定品の生産、開発、販売等にかかわる者（以下「『グッドデザインしずおか』選定事業者」という。）

(2) 「グッドデザインしずおか」選定事業の報道を行う報道機関

(3) その他、静岡県知事（以下「知事」という。）が必要と認めた者

(使用承認の申請等)

第5条 使用者は、あらかじめ「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、知事の承認を受けなくてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を要しない。

(1) 静岡県が使用する場合

(2) 「グッドデザインしずおか」選定事業者が選定後（初年度算入）5年以内に選定品の容器又は包装等に使用する場合

(3) 「グッドデザインしずおか」選定事業者が選定後（初年度算入）5年以内に選定品の広報を目的としたポスター、チラシ、パンフレット等に使用する場合

(4) 報道機関が「グッドデザインしずおか」の報道に使用する場合

(5) その他、知事が使用を適当と認めた場合

2 前項の「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用承認申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) ロゴマークの使用方法が確認できるもの

(2) その他、知事が必要と認めるもの

3 承認申請のため知事へ提出された関係書類は返却しない。

(使用承認)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

(1) 「グッドデザインしずおか」選定事業の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき

(2) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないとき

(3) 法令や公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき

(4) 特定の宗教活動又は政治活動を目的とするとき

(5) 不当な利益を得るために利用するとき

(6) その他、承認することが不相当と認められるとき

2 前項の承認は、「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。

2 ロゴマークの使用に係る経費は、当該使用者の負担とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークは、「グッドデザインしずおか」選定証を受けたもの同一の選定品に限

って使用することができる。

2 使用者がロゴマークを使用する場合は、次によることとする。

- (1) ロゴマークを使用する際の形状、色彩及びその他の表現に係る要件は、デザインマニュアルを遵守し、意匠を忠実に表現すること。
- (2) ロゴマークは、選定品に直接貼付すること。但し、直接貼付することが不適當な場合には、その選定品と不可分に取り引きされる包装等に貼付することができるものとする。
- (3) この他、選定品の販売促進等のために使用される広告等媒体（新聞、雑誌、ポスター、製品カタログ、パッケージ等）あるいは選定品本体への刻印、印刷等に使用することは差し支えないものとする。
- (4) 選定品以外の製品と混在して掲載される印刷物等にロゴマークを使用する場合、選定品がはっきりと識別できるよう表示することとする。
- (5) 使用者はロゴマークの使用状況等を明確にしておくものとする。

(承認内容の変更の申請)

第9条 使用者が使用承認の内容について変更しようとするときは、あらかじめ知事に「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。知事はその内容を判断の上、第6条により使用承認を行う。

(選定品の改善改良に伴う使用承認の申請等)

第10条 「グッドデザインしずおか」選定事業者が、選定品について性能改善等の理由から仕様変更を行い、改良製品へのロゴマークの使用を希望する場合は、「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用承認申請書（改良製品用）（様式第5号）に必要な書類を添付して、知事の承認を受けなくてはならない。

2 前項の「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用承認申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 選定品と承認を受けようとする改良製品の相違点が見えるもの
- (2) その他、知事が必要と認めるもの

3 承認申請のため知事へ提出された関係書類は返却しない。

(承認の取消し)

第11条 知事は、ロゴマークの使用がこの規程又は承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用承認取消書（様式第4号）（以下「取消書」という。）をもって行うものとする。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、取消書の交付を受けた日以後、承認された使用方法で使用してはならない。

4 前3項により生じた損害は、当該承認を取り消された者の責により処理しなければならない。

(苦情の処理)

第12条 使用者は、ロゴマークの使用に関し苦情があった場合には、責任を持ってその処理にあたるものとする。

(報告及び調査)

第13条 知事は使用者に対して、必要に応じて使用状況の報告を求め、又は調査することができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この規程は、平成25年11月20日から施行する。

附則

この改正は、平成28年10月26日から施行する。

附則

この改正は、平成28年11月21日から施行する。

附則

この改正は、令和5年11月20日から施行する。

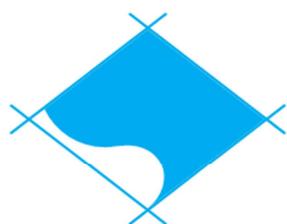
## (別記) 「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用に係る経過措置について

平成 25 年 11 月 20 日施行の「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用取扱規程により制定されたロゴマーク（以下「旧ロゴマーク」という。）は、令和 5 年 11 月 20 日付けで廃止する。これ以降に使用できるロゴマークは、原則として、令和 5 年 11 月 20 日施行の「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用取扱規程により制定されたロゴマーク（以下「新ロゴマーク」という。）のみとする。ただし、経過措置として、旧ロゴマークの使用について、以下の通り必要な事項を定める。

第 1 条 旧ロゴマークの使用承認期間後であっても、既にロゴマークを使用している容器、包装、ポスター、チラシ、パンフレット等については、その残部の範囲内において、引き続き旧ロゴマークを使用できるものとする。

第 2 条 旧ロゴマークの使用承認期間中であっても、新たに容器、包装、ポスター、チラシ、パンフレット等にロゴマークを使用する場合は、ロゴマーク使用承認申請書（様式第 1 号）又はロゴマーク使用承認申請書（改良製品用）（様式第 5 号）を提出し、知事の承認を受けなくてはならない。この場合、新ロゴマークの使用承認申請のみできるものとする。

第 3 条 ロゴマークは次の文字、記号等を指すものとする。



GOOD DESIGN SHIZUOKA

旧ロゴマーク（基本形）



GOOD DESIGN  
SHIZUOKA  
2023

新ロゴマーク（基本形）

様式第1号（第5条第1項関係）

「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

静岡県知事 様

住所(所在地)

申請者

氏名(名称及び代表者名)

㊞

「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用取扱規程第5条第1項の規定に基づき、「グッドデザインしずおか」ロゴマークを使用したいので、申請します。

記

1 使用方法 ( ) 選定品に直接貼布 ( ) 包装紙等に貼布  
( ) 広告媒体等への掲載  
( ) その他 ( )

2 使用開始日 年 月 日

3 連絡先  
(担当者・電話)

※ 1については該当するものに○をつけてください。

※ 添付資料として使用方法の詳細がわかるもの（レイアウト、スケッチ、原稿等）を添付してください。

「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用（変更）承認書

商 地 第 号  
年 月 日

様

静岡県知事

⑩

記

平成 年 月 日付けで申請のあった、「グッドデザインしずおか」ロゴマークの使用（変更）については、次のとおり承認します。

1 使用 方 法

2 使用 開 始 日 年 月 日

3 連 絡 先  
(担当者・電話)

様式第3号（第9条第1項関係）

「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用承認変更申請書

年 月 日

静岡県知事 様

住所(所在地)

申請者

氏名(名称及び代表者名)

印

「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用取扱規程第9条第1項の規定に基づき、グッドデザインロゴマークを使用について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

	事項	変更前	変更後
1	使用 方 法		
2	使用 開 始 日		
3	連 絡 先		

様式第4号(第11条第2項関係)

「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用承認取消書

商 地 第 号

年 月 日

様

静岡県知事

⑩

年 月 日付け 第 号にて承認した、「グッドデザイン  
しずおか」ロゴマークの使用については、下記により承認を取り消します。

記

承認の取消理由

「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用承認申請書（改良製品用）

年 月 日

住所(所在地)

申請者

代表者氏名

⑨

「グッドデザインしずおか」ロゴマーク使用取扱規程第10条第1項の規定に基づき、「グッドデザインしずおか」ロゴマークを使用したいので、申請します。

記

1 選定年度 年

2 選定品名称

3 変更内容

	事項	変更前	変更後
1			
2			
3			

4 ロゴマーク使用方法 ( ) 選定品に直接貼布 ( ) 包装紙等に貼布  
( ) 広告媒体等への掲載  
( ) その他 ( )

5 ロゴマーク使用開始日 年 月 日

6 連絡先

(担当者・電話)

※ 4については該当するものに○をつけてください。

※ 添付資料として変更内容・ロゴマーク使用方法の詳細がわかるもの（レイアウト、スケッチ、原稿等）を添付してください。